

FE 試験に合格してこれからPE 最終合格を目指されている方あるいはPE 試験に合格して登録手続きの検討をされている方の何かの参考になればと思い、海外におけるPE 資格更新の体験をお話したいと思います。

私はウィスコンシン州にPE 登録をしています。ウィスコンシン州はDSPS (Department of Safety and Professional Services) という機関が様々なプロフェッショナル資格の登録更新を管理しています。PE 登録に必要な書類は他の州と大きく異なることなく次の6 種類の書類と手数料納付が必要です。

- 登録申請書
- NCEES のPE 試験合格証明
- 5 件のReference
- 業績実績
- シラバス
- 米国社会保険番号SSN
- 登録手数料

更新は西暦の毎偶数年の7 月に受け付けられます。すなわち今回の更新は2016 年7 月でしたが、前回は2014 年7 月で次回は2018 年7 月ということになります。更新には次の3 種類の書類と手数料納付が必要です。

- 更新申請書
- 継続教育履歴 (CPD)
- 米国社会保険番号SSN
- 更新手数料

DSPS のフォーマットは実際には更新申請書に継続教育履行の宣誓と更新手数料納付のクレジットカード番号およびサインをするようになっています。継続教育履歴は別書類でContinuous Education Track と呼ばれるMS-Excel のフォーマットになっています。

継続教育は2 年間に30CPD が要求され、このうちの13CPD は講師または議長とリアルタイムな対話ができる講義や会議への出席、2 CPD はPE としての行動規範やEthics に関するものであることが必須です。ウィスコンシン州登録で手間が掛かるのは米国社会保険番号SSN の申請です。これは米国市民権も永住権もないので持ち合わせておらず最初はとまどいました。DSPS のウェブサイトからの更新は最初にSSN の下4桁を入力しないと画面が開けません。ウェブサイトから更新ができればおそらく短時間で更新手続きは完了しそうですが、SSN がいないために時間と手間と追加費用が掛かります。

DSPS ではSSN の免除 (Exemption) を認めています。しかし、この免除申請の書類は登録時のみならず更新毎の提出が義務つけられています。どういう書類かというと、SSN を保持していない理由とSSN 取得後は速やかにDSPS に報告するという内容の宣誓供述書になります。この書類には公証人の署名とスタンプが必要です。実際に米国外でこの書類を作成するためには、在外米国大使館または領事館の公証サービス (Notarial Service) を利用することになります。DSPS にメールで問い合わせをして初めて知り得ました。私は東京で受験しましたので初期登録から前回更新まではすべての作業を日本で準備して日本から申請し

できました。今回は更新期間に海外（フランス）に滞在していましたので、新しいチャレンジと経験をすることができました。今回の新しいチャレンジと経験は次の2点でした。

- 書類の提出手段
- 公証サービスを日本国外のアメリカ領事館に依頼する

書類の提出手段つまり送付方法ですが、前回まで書類はすべて日本の郵便局からEMS（Express Mail Service）を利用しました。2,000円ほどでの料金でわずか3日前後で米国まで届くことに加えて追跡サービスまで付帯されていて安心です。フランスの郵便局を使った普通郵便物の受発信でこれまで特にトラブルの経験はなかったのですが、重要書類の国際郵送は経験がなく躊躇しました。DHLやFedEx等の国際宅配は受領時に小さなトラブルの経験があって選択肢にはありませんでした。手段を検討しましたが、意外な解決手段はDSPSがメールでpdfファイルを送れば受け付けると言ってくれたことでした。領事が押してくれる立体的なスタンプ（Emboss）はpdfにすると明瞭ではなくなるので最初から電子ファイルの送付では認められないと決め付けていました。しかし、何でも聞いてみるものです。

公証サービスは滞在先が南フランスであったのでマルセイユのアメリカ領事館に依頼することにしました。米国の公証サービスの予約は世界共通になっていて東京の大使館や大阪の領事館を予約するときとまったく同じ手順で進めることができました。すなわち米国大使館のウェブサイトから事前予約ができかつそれが必須の手順となっています。各国の米国大使館個別のシステムではなく米国務省が管轄する共通のシステムで世界中の大使館および領事館の予約ができるようになっています。この点はほとんど日本人だけを対象にしている在外日本大使館とは様子が違うようです。米国大使館のウェブサイトにはパスポートやビザや移民の申請など様々な申請項目があるため最初は手間取りましたが、このシステムのおかげで外国にいても申請が可能でした。

住所、運転免許証番号、出身地などいずれも日本の情報しかかかれていない書類の公証サービスを在仏アメリカ領事館が対応してくれるのか不安がありました。それは杞憂でした。実際には前回依頼した大阪のアメリカ領事館のときより手続きはスムーズに進み何の問題もなく領事のサインとエンボッサーを貰うことができました。大阪では領事から書類の目的を詳しく聞かれサイン前には右手を挙げて宣誓も求められましたが、マルセイユではそういう手順は省略して即座にサインをしてくれました。手数料もドル建てで前回と同じ50ドルでした。

揃った書類をpdfにしてDSPSにメール送付したところ、即日受付完了通知メールが届き更にそれから2 Working DaysでCongratulation!で始まる更新完了通知メールを受領しました。ウィスコンシン州への登録、更新はSSNの免除申請のために余分な手間と追加費用が掛かります。しかし、いい面もあって資格管理当局であるDSPSのメールでの対応がとても迅速かつ親切です。更にいい点は、登録のときもそうでしたが、必要書類を全部まとめて提出する必要はなく、何か1点でも送付すれば受け付けられて手続きが開始されることです。自分の申請状況は一旦受け付けられるとウェブで随時閲覧可能となり未提出書類と提出期限ならびに審査状況などが分かりやすく示されます。例えば、更新手数料は早期料金と遅滞料金があって早期の方が安いのですが、継続教育記録やSSN免除申請などの書類の準備ができていなくても先にクレジットカード



アメリカ領事館のある広場。伝統的な建物はマルセイユのあるブーシユデュローヌ県の県庁。

番号を伝えれば早期料金で受け付けられて最終更新手続きは書類が揃うまで待ってもらえるという仕組みになっています。

PE 資格の登録、更新は登録州によっては多少の煩雑さを伴いますが、どの州も米国のオープンかつ明瞭な手続きのコンセプトは共通だと思われるので心配せずにチャレンジされることをお勧めします。手続きのハードルは手順やルールから得る印象ほど高くはないと思います。

PE 試験対策だけではなく合格後の登録や更新手続きで悩んでおられる方が少なくないようですが、少しでもご参考になれば幸いです。